

日光川公園整備運営事業

指定管理業務及び自主事業に関する事項

令和 7 年 3 月
名古屋市 緑政土木局

目次

1.	事業の概要	1
2.	管理区域	1
3.	指定期間	1
4.	業務内容	1
(1)	指定管理業務	1
(2)	自主事業	1
5.	管理の基準	2
(1)	関係法令等の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営.....	2
(2)	管理事務所の供用時間及び休業日	3
(3)	業務の委託	3
(4)	指定管理業務の執行体制に関する事項	3
(5)	備品等の管理	4
(6)	利用者満足度等の把握	6
(7)	事業計画書の作成・提出	6
(8)	事業報告書等の作成・提出	6
(9)	自己評価の実施	6
(10)	名古屋市による業務評価の実施、公表.....	6
(11)	監査委員等による監査	6
(12)	暴力団の施設利用における措置	7
(13)	障害者差別解消に係る配慮	7
6.	管理経費	7
(1)	指定管理業務に係る経費	7
(2)	賃金水準の変動への対応	8
7.	指定管理者と名古屋市の責任分担等	8
(1)	責任分担	8
(2)	損害賠償責任	11
(3)	電気等の供給	11
8.	その他	11
(1)	団体の法人格の変更	11
(2)	指定の取消し等	11
(3)	疑義の解決	12
(4)	業務の引継ぎ等について	12

1. 事業の概要

日光川公園整備運営事業に係る整備運営事業者（指定管理グループ）を、指定管理対象施設の指定管理者とすることを予定しています。

2. 管理区域

管理運営業務の対象となる区域は、「現況平面図」（別添資料 3）に示す事業対象範囲のとおりとします。

3. 指定期間

指定管理の期間は最大 10 年間とし、指定管理業務の開始から 10 年目の年度末までとします。指定管理業務は、原則、令和 11 年 4 月 1 日に開始することとします。

4. 業務内容

指定管理者は、次の事項の業務を行うこととします。

(1) 指定管理業務

指定管理業務とは、以下に掲げられた業務のほか、指定管理者自らが企画・提案し、名古屋市に採用された事業をいいます。詳しくは、別紙 2-2「指定管理者業務仕様書」（以下「業務仕様書」といいます。）の「1. 指定管理業務」をご覧ください。

※ 別紙 6「様式集」様式 28～29 により、施設の維持管理及び運営管理について具体的な提案を記述してください。

※ 業務ごとの目的・対象・内容、管理運営の水準、業務実施にあたっての注意事項、職員の配置その他業務の履行方法等、及びそれらに伴う指定管理料の変更等については、必要に応じて協議により変更することがあります。

ア 日光川公園の管理運営等に関すること

イ 広報業務に関すること

ウ 施設等の維持管理業務等に関すること

エ 行為許可に関する業務に関すること

オ 緊急時対応に関すること

カ 利用者満足度調査及び自己評価に関すること

キ 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること

ク その他市が定める業務に関すること

(2) 自主事業

自主事業とは、設置管理許可施設の維持管理運営に係る事業のほか、施設の魅力向上や利用促進に資することを目的とした催事（イベント）等を実施する事業、公園利用者へのサービス向上を図る事業及びその他施設の機能増進や活性化につながる事業をいいます。指定管理者は、これらの自主事業を実施することができます。詳しくは、業務仕様書「2. 自主事業」をご覧ください。なお、催事については、基本的に全て自主事業扱いとしますが、収益を伴わず、かつ、公園の特性を活かした内容であれば、指定

管理業務として提案することを妨げるものではありません。

自動販売機を含む設置管理許可施設については、別紙 3「設置管理許可施設に関する要求水準書」をご確認のうえ、提案してください。

指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ名古屋市と協議し、必要な許可等を得る必要があります。その際、名古屋市都市公園条例に定める使用料（以下「許可使用料」といいます。）等を名古屋市に支払う必要があります。ただし、都市公園条例第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる、業としての撮影の行為許可使用料は利用料金として指定管理者の収入となります。また、業務仕様書で必須としている管理許可施設の使用料のほか、整備運営事業において提案が認められた設置管理許可施設については、許可使用料によらず、別紙 6「様式集」様式 33 で提案された金額によるものとします。

※別紙 6「様式集」様式 30 により、自主事業について具体的な提案を記述してください。

<参考> 主な許可使用料

行為許可又は 利用料金の基 準額（注 1）	業としての撮影 （利用料金制）	写真：撮影者 1 人あたり基準額 1,300 円／日 動画：1 件あたり基準額 15,000 円／日 （注 2） ※ 撮影に伴い都市公園の一部を独占する場合は、 1 m ² あたり 8 円／日を加算
	催事等	物販又は参加料等金銭を徴収する場合：1 m ² あたり 32 円／日 その他：1 m ² あたり 8 円／日

（注 1）行為許可を得る必要がある場合については、「指定管理業務による催事等及び自主事業承認基準」を参照してください。

（注 2）基準額に 0.7 を乗じて得た額から 1.3 を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とします。

※ 名古屋市が許可使用料の改定又は算出方法の見直し等を行い、許可使用料を変更した場合は、変更後の許可使用料に基づき納付していただきます。

5. 管理の基準

(1) 関係法令等の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営

関係法令等（名古屋市都市公園条例、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和 34 年名古屋市規則第 14 号）、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）、都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）、名古屋市会計規則（昭和 39 年名古屋市規則第 5 号）、地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）ほか施設管理関係法規、労働基準法、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）ほか労働関係法規、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）、障害を理

由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、その他関係法令等）を遵守し、施設利用者の安全性及び快適性を考慮した管理運営を行っていただきます。

（2） 管理事務所の供用時間及び休業日

基本の供用時間及び休業日は下表のとおりとしますが、キャンプフィールド、ドッグラン等の提案を踏まえ、指定管理者が休業日に供用し、又は基本の供用時間以外の時間を供用させる場合は、指定管理者からの申出を受けて、協議の上決定します。

区分	供用時間	休業日
日光川公園 管理事務所	午前 9 時～午後 4 時 30 分	毎週月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にあたるときは直後の休日でない日) 年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

（3） 業務の委託

指定管理に係る業務の一部を第三者へ委託する場合、あらかじめ市の承諾を得、かつ、第三者への適切な監督指導を行っていただきます。ただし、指定管理業務の全部又は主要な部分の委託はできません。

（4） 指定管理業務の執行体制に関する事項

指定管理者は、次の諸規定及び執行の体制を整備し、指定管理業務を適切に執行していただきます。

ア 管理運営体制

指定管理業務の遂行にあたっては、次のとおり人員を配置していただきます。

（ア）本施設の指定管理業務を総括する所長（指定管理業務責任者）を配置すること。

所長は、正規の職員に限ること。

（イ）災害が発生した場合及び災害が発生する恐れがある場合には、供用時間外であっても名古屋市の指示に従って連絡調整を行える体制をとること。また、緊急時及び災害時における対応については、名古屋市の指示によるほか、管理区域内の点検及び安全対策等について実施すること。

（ウ）管理事務所の面積に応じ、甲種または乙種防火対象物の防火管理者を配置すること。

※ 日光川公園整備運営事業における指定管理者の位置づけについては、募集要項「第 4 章 3. 資格要件」を別途確認してください。

イ 情報の適切な管理

（ア）情報の保護及び管理

指定管理者は、名古屋市情報あんしん条例（平成 16 年名古屋市条例第 41 号）第 11 条に基づき、市の保有する情報の適正な保護及び管理のために必要な措置

を講じてください。

(イ) 個人情報の保護及び管理

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要な措置を講じてください。

(ウ) 情報の公開

指定管理者は、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）第 37 条の 2 第 1 項に基づき、当該施設の管理運営に関する情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

(エ) 管理用カメラの管理、運用

指定管理者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）及び「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針の廃止について」（令和 5 年 3 月 28 日付 4 ス市第 161 号）に従い、管理、運用を行わなければなりません。

ウ 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とします。

エ 区分経理・会計体制の確立

会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な公金管理を行っていただきます。また、手持現金の取扱いに係る規定を整備し、事故防止体制を整えるものとします。

オ 環境配慮の取組み

「指定管理者、PFI 事業者及び委託業者に係る環境配慮の取組要領」を遵守し、「名古屋市役所環境行動計画 2030」（令和 6 年 6 月改訂）に基づき、電動車の導入、エコドライブの実践、大気・水環境の保全、廃棄物の発生抑制・資源化、生物多様性の保全、緑化の推進、水資源の有効活用、温室効果ガス排出量削減、再生可能エネルギーの導入等の環境配慮の取組みに努めてください。

(5) 備品等の管理

ア 備品の貸付及び使用

(ア) 本業務の遂行に必要な備品は、予め整備運営事業において購入することができます。指定管理者は統括責任者及び DB 業務責任者と連携し、必要な備品を調達してください。

調達した本業務に必要な備品は、名古屋市に帰属するものとし、名古屋市はこれを無償で指定管理者に貸与し、指定管理者はこれを使用することができます。

整備運営事業により調達した備品については、初年度の年度協定締結までに名古屋市へ報告してください。

(イ) 本施設の管理運営に支障をきたさないように、随時、貸付備品の保守管理・点

検を行ってください。備品等に破損、不具合等が生じた場合には、速やかに名古屋市に報告してください。

(ウ) 貸付備品が、経年劣化等により本業務の実施に供することができなくなった場合又は故障等により安全に使用できないと判断された場合、原則として、名古屋市はその代替として新たな備品の貸付を行わないため、指定管理者は、名古屋市との協議により、当該貸付備品に代わる備品を購入その他の方法により調達し配置してください。この場合において、経年劣化等により本業務の実施に供することができなくなった備品の廃棄は、名古屋市が廃棄決定した後、原則、指定管理者により廃棄していただきます。

(エ) 指定管理者は、故意又は過失により貸付備品をき損、滅失したときは、名古屋市との協議により、相当の代金を自己の費用で弁償し、又は当該貸付備品と同等の機能及び価値を有する備品を自己の費用で購入その他の方法により調達しなければなりません。

(オ) 指定期間終了後、(ア)及び(ウ)又は(エ)により調達した備品は名古屋市に返還していただきます。

イ 取得した備品の帰属等

ア(ア)及び(ウ)又は(エ)により調達した備品の所有権は名古屋市に帰属するものとします。

また、指定管理者は、名古屋市との協議により、本業務の実施に必要な備品を指定管理料又は利用料金で購入し、当該備品を本業務の実施に供することができます。この場合において、指定管理者が取得した当該備品の所有権は名古屋市に帰属するものとします。これらの備品の使用及び管理は、(ア)の貸付備品とみなし、これと同様に扱うものとします。

そのほか、指定管理者は、名古屋市との協議により、指定管理業務に係る経費以外の経費で備品を購入その他の方法により調達し、当該備品を本業務の実施に供することができます。ただし、指定期間の満了時には、指定管理者が自己の責任と費用で、当該備品を撤去してください。

ウ 自動体外式除細動器（AED）について

(ア) 自動体外式除細動器（以下「AED」という。）をリースにより管理区域内に配置するとともに、公園利用者に設置場所が分かるように表示してください。

(イ) 配置したAEDについては、24時間使用可能な状態としてください。ただし、事業者負担により別途24時間使用可能なAEDが設置管理許可区域を含む園内に配置されている場合はこの限りではありません。

エ 車両について

本業務に必要な車両は指定管理者が準備してください。その車両にかかる税、保険料及び点検等の経費は、指定管理者の負担とします。また、その維持管理については、随時、保守管理・点検を行ってください。

(6) 利用者満足度等の把握

指定管理者は、本施設の特性や運営形態等に応じて、利用者満足度調査等により、利用者の意見を聴取するとともに、その結果を分析し、名古屋市に報告していただきます。

(7) 事業計画書の作成・提出

指定管理者は、指定期間満了までの全体事業計画書（以下「全体事業計画書」といいます。）及び指定期間中の各年度別の事業計画書を作成し、名古屋市が指定する期日までに提出していただきます。

全体事業計画書は、日光川公園整備運営事業提案募集の際に提出された指定管理に関する計画書に替えることができます。

(8) 事業報告書等の作成・提出

指定管理者は、指定期間中の各年度終了後、事業報告書を作成し、名古屋市が指定する期日までに提出していただきます。また、名古屋市は、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に臨時に報告書の提出又は説明を求めることがあります。

(9) 自己評価の実施

指定管理者は、施設の管理運営に関する自己評価を実施し、名古屋市に報告していただきます。

(10) 名古屋市による業務評価の実施、公表

名古屋市は「指定管理者評価会」を開催し、毎年度、指定管理者の年間を通じた管理運営状況等について評価を行います。指定管理者は指定管理者評価会に出席するとともに、管理運営状況等について報告していただきます。

業務評価の結果、指定管理者が法令・協定等を遵守しない場合、又は指定管理者の管理水準が、業務仕様書その他名古屋市が示した条件及び指定管理者が作成する事業計画書等の内容を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行います。それでも管理水準の改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

また、名古屋市は毎年度実施した評価の結果及び指定期間を通じた総合評価を公表するとともに、次期指定管理者の公募にあたって、審査の対象として活用する場合があります。

(11) 監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、本施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、名古屋市監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等の措置をとっていただきます。

(12) 暴力団の施設利用における措置

本施設が暴力団の活動に利用されることにより、当該暴力団の利益になると認められるとの疑義がある場合は、名古屋市の担当部署を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。

その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として指定管理者において、利用の不許可処分を行うこととします。

(13) 障害者差別解消に係る配慮

指定管理者は、本業務を行うにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び愛知県障害者差別解消推進条例に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領(令和5年12月改訂)に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとしします。

6. 管理経費

(1) 指定管理業務に係る経費

指定管理業務に係る経費は、名古屋市から支払う指定管理料で賄っていただきます。また、行為許可（都市公園条例第4条第1項第1号に掲げる行為に係るものに限る）に伴い利用者から支払われる利用料金は指定管理者の収入となります。ただし、指定管理業務の経費以外に充てることはできません。

別紙6「様式集」様式31及び様式32により指定管理料を提示してください。

自主事業による収益等を、指定管理業務に係る経費に還元していただくことも可能です。

名古屋市は指定管理料について、事業計画書及び収支計画書において提示のあった金額を参考に、会計年度（4月1日から3月31日まで）ごとに指定管理者と協議を行い、各年度協定書において予算の範囲内で支払います。なお、各年度終了時において、指定管理料に過不足が生じても、原則として精算はせず、年度協定書で決定した額は、特段の事情がない限り変更しないこととします。

しかし、次の場合には、指定管理料に生じた当該余剰額を名古屋市に返還するものとしします。

ア 指定管理業務が年度当初の計画どおり実施できずに指定管理料に余剰が生じたとき

イ 指定管理者が指定管理業務として行うべき修繕を行わなかったとき

※ 自主事業にかかる経費（自主事業にかかる人件費、光熱水費を含みます。）は、指定管理料を充てることができませんので、指定管理者自らが負担してください。収支計画書の作成にあたっては、指定管理料提示額に、自主事業にかかる経費を含めないでください。

※ 指定管理料の積算にあたっては、現行の消費税率（10％）を基に算定し、提示額（税込価格）としてください。消費税率の改正があった場合は、各年度協定書に定める指定管理料の額の決定時に、当該年度に適用すべき税率で算定を行ったうえ協議の対象額とします。

（2）賃金水準の変動への対応

指定管理業務にかかる各年度の人件費（自主事業にかかる経費を除きます。以下、同。）について、雇用形態別の賃金水準を図る指標を基に算出した変動率を用いて各年度の増減額を算出し、次年度の指定管理料において、それに対応した増減（賃金水準が下がった場合は減額）を行います（以下、この仕組みを「賃金スライド制度」といいます。）。

賃金スライド制度の適用は、指定期間の2年目以降の人件費に適用し、指定管理開始までの変動率については勘案しないことから、これを踏まえた提案としてください。

また、適用の範囲は、労働基準法第11条に規定される賃金のうち、賃金水準の変動による影響を受けるものとします。ただし、指定期間の初年度の人件費の1.0％分までの金額は、指定管理者等の負担となります。

賃金スライド制度に基づく指定管理料の増減額の算定のため、対象人件費等計算書（様式32）に必要事項を記入のうえ提出してください。提出後の対象人件費等計画書の変更は認めません。

なお、収支計画書及び対象人件費等計算書には指定管理業務にかかる各年度の人件費の賃金水準の変動による増減額は計上しないでください。

指定管理者として指定された後、賃金スライド制度に基づく指定管理料の増額を希望する場合は、別途申請書の提出が必要となりますのでご注意ください。

賃金スライド制度の詳細については、名古屋市公式ウェブサイトの「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」（※）をご参照ください。

※ <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html> に掲載

ウ 自主事業にかかる経費

自主事業にかかる経費に指定管理料を充てることはできません。

エ 管理口座

（ア）管理運営業務にかかる指定管理者の経費及び収入は、法人等自身の口座とは別の口座で管理してください。

（イ）自主事業にかかる経費及び収入は、（ア）の口座とは別の口座で管理してください。

7. 指定管理者と名古屋市の責任分担等

（1）責任分担

指定管理者と名古屋市の責任分担は、次に示す「責任分担表」のとおりとします。

なお、指定管理者と名古屋市の責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定め

のない責任が生じた場合は、名古屋市と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定するものとします。

責任分担表（凡例：◎…主たる責任のある項目、○…主ではないが責任のある項目）

項 目	指定管理者	名古屋市
運営の基本的な考え方	◎	○ 条例・規則事項
広 報	◎	○ 名古屋市広報関係
施設の管理運営	◎	
施設の物品管理	◎	
行為許可 （都市公園条例第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係るもの）	◎	
行為許可 （都市公園条例第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる行為に係るもの）	○ 申請の受付及び申請者との 連絡調整等に関する事	◎ 許可に関する事
苦情等対応	◎	○
事故・事件対応	◎	○
施設の修繕等	◎ （注 1）	○ （注 2）
災害復旧	○ 応急対応の実施	◎
管理 ^{かし} 瑕疵	◎	
損害賠償保険等への加入	◎	
包括的責任管理者 （管理 ^{かし} 瑕疵を除く）		◎
指定緊急避難場所等の役割	◎	○ 指示等
指定管理者の行う自主事業 （必須自主事業含む）	◎	

（注 1）設備等の増減を伴うもの又は 30 万円を超えるものについては、事前に名古屋市と協議が必要です。

（注 2）自然災害等、指定管理者の責めに拠らず、やむを得ない場合の修繕について

は、名古屋市と協議のうえ、分担を決定します。

(2) 損害賠償責任

指定管理者は、本業務の実施にあたり、指定管理者の故意又は過失により、名古屋市又は第三者に損害を与えたときは、指定管理者がその損害を、名古屋市又は第三者に賠償するものとします。

また、名古屋市は、指定管理者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

施設内での事故に関する賠償保険については、指定管理者が加入するものとします。

(3) 電気等の供給

本施設へ供給する電気、水道等の契約は、原則、指定管理者が直接、電気、水道等の供給事業者（以下「供給事業者」といいます。）と締結してください。ただし、供給範囲が本施設以外の区域に及ぶなど、指定管理者が直接供給事業者と契約することが適当でないと名古屋市が判断した場合は、名古屋市が供給事業者と契約し、指定管理者は、本施設に係る光熱水費を指定管理料から名古屋市に納入していただくことがあります。

8. その他

(1) 団体の法人格の変更

団体の法人格が変更（法人格の取得も含みます。）される場合は、原則として市会の議決を経たうえで再度指定を行います。

(2) 指定の取消し等

ア 指定の取消し及び業務停止命令

指定管理者が名古屋市の指示に従わないとき、その他次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

（ア）指定管理者が、条例、規則、協定及び関係法令に違反したとき

（イ）指定管理者が、正当な理由なく業務を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと名古屋市が判断したとき

（ウ）指定管理者が、業務の履行にあたり、名古屋市の指示に従わず、又は名古屋市の職員の職務の執行を妨げたとき

（エ）「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除要請があったとき

（オ）指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき

（カ）その他指定管理者が管理を継続することが適当でないと名古屋市が認めると

き

イ 違約金等

(ア) アに基づき、名古屋市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、必要に応じて、指定管理者は当該年度の指定管理料の全部又は一部を返還するとともに、あらかじめ協定書において定められた額を違約金として名古屋市に納付しなければなりません。

(イ) アに基づき、名古屋市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じたとしても名古屋市はこれを負担しません。

(3) 疑義の解決

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、名古屋市及び指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(4) 業務の引継ぎ等について

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務を引き継ぐ必要があるときは、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、名古屋市が必要と認める引継ぎ業務を実施しなければなりません。

また、次の指定管理者の選定にあたり、名古屋市の求めに応じ、現地説明、資料の提供その他必要な協力を行ってください。

引継ぎ等に要する費用は、原則として、指定管理者の負担とします。